

特集



国民健康保険2017

国民健康保険制度は、誰でもいつでも医療保険の適用が受けられる、社会を守るための大切な仕組みです。健康な暮らしを望み、健やかな生活の達成と維持のために、一人一人が助け合うことが大切です。誰もが安心して生活でき、公平に支え合える仕組みの国民健康保険（以下、国保）を紹介します。

どういう人が加入するの？

日本に住んでいる全ての人が公的な医療保険に加入し、誰もが保険証を持って、医療機関で保険診療を受けることができるように法律で定められています。

会社を退職し、会社の保険の資格がなくなれば、国保に加入することになりますが、加入には届け出が必要です。また他の保険に加入した場

合も国保をやめる届け出が必要で、届け出が遅れると保険料を二重に支払ったり、医療費の返還を求められることがありますので下表を確認して、必ず手続きをください。 ※国保への加入では、健康保険（以下、健保）などの資格を喪失した日が取得日となり、最大2年間までさかのぼります

【こんなときは14日以内に、国保・年金課または各支所で届け出を】

こんなときは	必要なもの
国保に入る	他の健保喪失 印鑑、健保の喪失証明書 転入 印鑑(転入届け出後) 生活保護廃止決定 印鑑、生活保護廃止決定通知書 出生 印鑑、保険証、母子手帳(出生届け出後)
国保をやめる	他の健保加入 国保と健保の保険証 転出 保険証(転出届け出後) 生活保護開始決定 保険証、生活保護開始決定通知書 死亡 印鑑、保険証(死亡届け出後)
その他	住所、世帯主、氏名など変更 印鑑、保険証(住民異動届け出後) 保険証紛失など 印鑑、運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど本人確認ができるもの 子どもの修学 印鑑、保険証、在学証明書(転出届け出後)

※上記全ての届け出で、世帯主のマイナンバーと窓口に来る人の身元確認が必要になります

●国保・年金課資格担当(3番窓口) ☎948-6363

こんなときは給付が受けられます

医療機関の窓口で保険証を提示し、自己負担分を支払うことで、残りの医療費は国保が負担します。国保では、主に次のような給付も行っています。

【国保制度で受けられる給付】

医療費が高くなったら	月の初めから1カ月間に、医療機関（入院・外来・医科・歯科ごと）や調剤薬局に支払った額が一定の自己負担限度額を超えた場合、超えた額が市への申請により払い戻されます。また医療費が高額になると予想される場合は、あらかじめ市に申請し、限度額適用認定証などの交付を受けることで、医療機関や調剤薬局への支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。なお入院時の食事代も、減額される制度があります。
子どもが生まれたら	加入者が出産する場合、医療機関へ手続きをすると出産育児一時金が市から医療機関へ支払われます。なお差額がある場合は、市への申請が必要です。
死亡したら	加入者が死亡した場合、市への申請により葬儀執行人に対し葬祭費が支給されます。

※交通事故にあった場合や海外で医療機関にかかった場合など、上記のほかにも国保で受けられる給付があります

●国保・年金課給付担当(5番窓口) ☎948-6361

家計にやさしいジェネリック医薬品を

医師が処方する薬には、新薬である先発医薬品のほかに、先発医薬品の特許期間が終了した後に販売されるジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。医療費のさらなる増大が見込まれる中、国民皆保険制度を維持するためにも、ジェネリック医薬品の使用促進は有効な取り組みです。本市でも国の示す目標値(平成29年半ばに数量シェア70%、平成30年度から32年度までの早い時期に80%)に到達できるよう普及促進に努めています。

ジェネリック医薬品とは

- 有効性や安全性が認められたものです
先発医薬品と薬の主な成分が同じなので、効能・効果に変わりはありませんが形状や添加剤などは異なることもあります。
- 薬代は先発医薬品より安価です
窓口での一部負担金が安くなる可能性があります。
- ジェネリック医薬品を希望するときは
まず医師・薬剤師に相談しましょう。全ての医薬品にジェネリックが存在するわけではなく、変更が妥当でないと医師が判断しているときや流通・在庫状態によっては変更することができない場合もあります。希望するときは「ジェネリック医薬品希望カード(国保・年金課、各支所にあり)」を提示して意思を伝えることもできます。

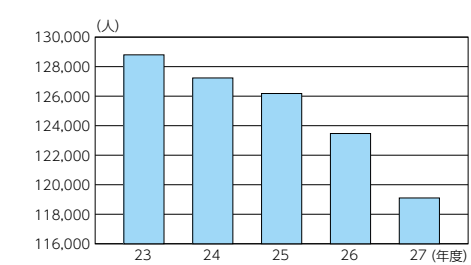
●国保・年金課総務・医療制度担当(6番窓口) ☎948-6376

国保の加入者と医療費の推移

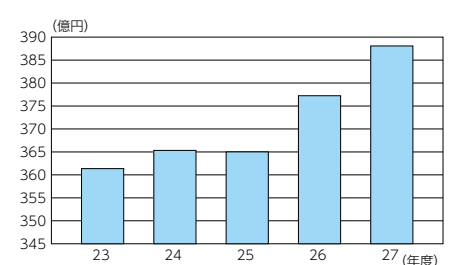
国保は、少子化により若い世代の加入者が減少していることや、75歳以上が加入する後期高齢者医療の世代が増加しているため、加入者は減少傾向にあります。近年の急速な高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病患者の増加などにより、医療費は増加の一途をたどっています。

これにより、以前と比べて少ない加入者で、以前よりも多くの医療費を負担するための国保料が必要となってきています。

●被保険者数の推移(年度末現在)



●医療費の推移



●国保・年金課総務・医療制度担当(6番窓口) ☎948-6376

健診を必ず受けましょう!



特定健診・特定保健指導で生活改善

医療費の約4割は生活習慣病が占めています。生活習慣病は生活の見直しをすることで予防が可能です。

国保に加入している40歳以上の人は、特定健診を受けることができ、対象者には、5月ごろに受診券や健診のしおりをお届けします。

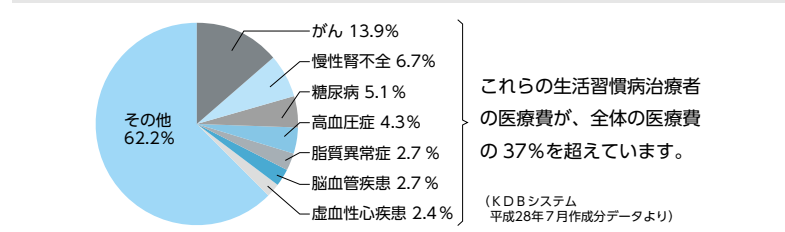
通常1万円相当の検査が無料で受けられ、結果に応じて保健師・管理栄養士・理学療法士の指導も無料で受けられます。

	検査項目
計測・診察	身体計測(身長、体重、腹囲)、血圧測定、心電図、医師の診察
血液検査	血中脂質(中性脂肪、HDLコレステロール(善玉)、LDLコレステロール(悪玉))、肝機能(GOT、GPT、γ-GTP)、血糖(ヘモグロビンA1c) 尿酸、貧血、腎機能(クレアチニン)
尿検査	尿糖、尿たんぱく、尿潜血

— 特定保健指導利用者の声 —

- 毎日、体重を量り、徐々に体重が減っていくのを楽しめました。
- 以前は痩せようあまり思わなかったのですが、指導を受けて改めて、自分の体は自分で管理しなければならないことが分かり、努力を続けたいと思いました。

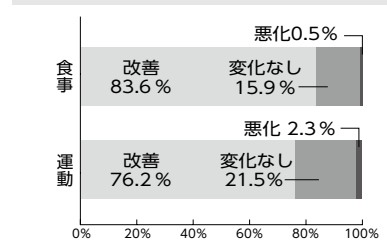
●医療費の内訳



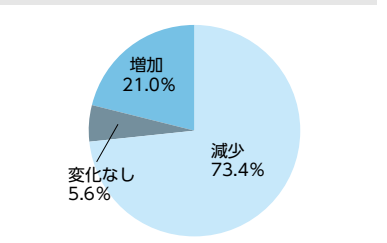
これらの生活習慣病治療者の医療費が、全体の医療費の37%を超えています。

(KDBシステム 平成28年7月作成データより)

●特定保健指導を受けた人の行動の変化



●特定保健指導を受けた人の約7割が体重減少



●健康づくり推進課 ☎911-1819 ● ☎925-0230

期限内に国保料を納めましょう

納付義務者 国保加入者がいる世帯の世帯主

納付方法及び納期限 下表参照

納付書の場合、金融機関のほか四国内のゆうちょ銀行および郵便局、コンビニエンスストアでもお支払いできます。

普通徴収(納付書払いまたは口座振替)の人

通常、4月から翌3月までの12カ月分(1年間分)の国保料を10等分し、支払いは6月から始まります。そのため、各1期分に相当する額は、約1.2カ月分になります。

平成29年度 納期限

4月期(随1期)	5月期(随2期)	6月期(第1期)	7月期(第2期)	8月期(第3期)	9月期(第4期)
納付なし(※1)	納付なし(※1)	6/30(金)	7/31(月)	8/31(木)	10/2(月)
10月期(第5期)	11月期(第6期)	12月期(第7期)	1月期(第8期)	2月期(第9期)	3月期(第10期)
10/31(火)	11/30(木)	12/25(月) (※2)	平成30年 1/31(水)	2/28(水)	4/2(月)

※1 4月期と5月期の納付はありませんが、例外として過年度分の国保料がある場合には4月または5月に納めていただく場合があります

※2 12月期(第7期)については12月25日(日)です

特別徴収(年金天引き)の人

平成29年度 年金天引き日

4/14(金)	6/15(木)	8/15(火)	10/13(金)	12/15(金)	平成30年 2/15(木)
---------	---------	---------	----------	----------	------------------

※前年度から引き続き特別徴収の人の4月、6月の1回あたりの徴収額は2月に年金天引きされた額と同額です

●国保・年金課収納担当(1番窓口) ☎948-6368

平成29年度国保料率などの改定

国による制度改正では、平成29年度から軽減基準所得(軽減範囲)の拡大が予定されています。こうした状況を踏まえ、本市では6月中旬に平成29年度の国保料を決定した上で、世帯主に納入通知書などを発送する予定です。

国保料の軽減制度についても、この決定にあわせてお知らせします。詳細は、6月中旬発送の納入通知書および同封チラシ、市ホームページや広報まつやまでお知らせする予定です。

●国保・年金課賦課担当(2番窓口) ☎948-6365 ● ☎934-2631 ● kokuhonenkin@city.matsuyama.ehime.jp

●詳細は市ホームページでも確認できます(随時更新) [松山市国保](#) [検索](#)

国保料のしくみ(抜粋)

国保料は6月に決定します

毎年度の国保料(4月~翌3月分)は、住民税額が確定する6月に決定し、6月中旬に世帯主宛てに納入通知書などを送ります。4・5月に加入者の世帯に異動(転入・転出・出生・死亡・健保加入など)があった場合も、国保料は6月に決定して、通知します。

国保料の計算

平成29年度の国保料は、加入者の人数と平成28年中の総所得金額等に

よって計算します。

※「平成28年中の総所得金額等」とは、平成28年1月1日から12月31日までの1年間の総所得金額等です

●青色申告による申告控除(青色申告特別控除)は、その控除後の所得に対して所得割額を計算します

●税法上の扶養控除や社会保険料控除、医療費控除などの「各種所得控除」は、国保料の計算では適用されず、基礎控除33万円のみ適用されます

●住民税と国保料では控除する項目が異なります

国保料の所得割額計算対象となる主な所得

給与所得(事業専従者給与などを含む)▶雑所得(公的年金所得、個人年金の受け取りなど)▶事業所得(営業・農業など)▶不動産所得▶利子所得▶配当所得<注釈>▶総合課税の短期譲渡所得、長期譲渡所得▶一時所得(保険の満期受取金など)▶分離課税の短期譲渡所得、長期譲渡所得▶分離課税の株式等に係る譲渡所得<注釈>▶分離課税の先物取引に係る雑所得▶山林所得 ※遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付などの非課税所得は含まれません ※退職所得は一時金として受け取る場合には計算対象に含まれませんが、年金として受け取る場合は雑所得に含まれます ※雑損失の繰越控除は適用されません <注釈>上場株式などの配当所得および特定口座(源泉徴収あり)による株式譲渡所得は、源泉徴収のみで課税関係の手続きを終了することができます。この場合、国保料計算には譲渡益や配当所得を含みませんが、これらを含めて確定申告をした場合は国保料計算の所得に含まれます。そのため、国保料への影響も考慮した上で、申告するかどうかをご自身で選択してください

●国保・年金課賦課担当(2番窓口) ☎948-6365